

横浜市立図書館規則（平成6年1月横浜市教育局委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
目次 第1章 総則（第1条—第4条の3） 第2章 館内利用（第5条—第8条） 第3章 館外利用 第1節 <u>個人貸出し</u>（第9条—第13条の2） 第2節 <u>移動図書館貸出し</u>（第14条） 第3節 図書取次サービス（第15条） 第4節 団体貸出し（第16条—第19条） 第3章の2 電子書籍利用（第20条） 第4章 障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第21条） 第5章 相互貸借（第22条） 第6章 図書等の寄贈及び寄託（第23条—第29条） 第7章 手数料（第30条—第33条） 第8章 組織等（第35条—第41条） 第9章 雑則（第42条・第43条） 附則 第1章 総則 （第1条省略）	目次 第1章 総則（第1条—第4条の3） 第2章 館内利用（第5条—第8条） 第3章 館外利用 第1節 <u>個人への貸出し</u>（第9条—第13条の2） 第2節 <u>移動図書館における貸出し</u>（第14条） 第3節 図書取次サービス（第15条） 第4節 団体貸出し（第16条—第19条） 第3章の2 電子書籍利用（第20条） 第4章 障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第21条） 第5章 相互貸借（第22条） 第6章 図書等の寄贈及び寄託（第23条—第29条） 第7章 手数料（第30条—第33条） 第8章 組織等（第35条—第41条） 第9章 雑則（第42条・第43条） 附則 第1章 総則 （第1条省略）

(事業)

第2条 図書館は、次の事業を行う。

(第1号省略)

(2) 郷土資料及び地方行政資料を収集し、利用に供すること。

(第3号から第9号まで及び第3条から第8条まで省略)

第3章 館外利用

第1節 個人貸出し

(登録手続)

第9条 (第1項及び第2項省略)

3 利用者番号の付与を受けようとする者は、教育長が別に定めるところにより、次に掲げるいずれかの方法で登録の申請をしなければならない。ただし、第2号による方法は前項第1号に定める者に限り、第3号による方法は市内に居住する者に限り行うことができるものとする。

(第1号省略)

(2) 横浜市立図書館情報システムを利用し、本人であること及び居住地等を証明する書類の写しを提出することにより申請する方法

(事業)

第2条 図書館は、次の事業を行う。

(第1号省略)

(2) 前号の規定にかかわらず、郷土資料及び地方行政資料にあつては十分留意して収集し、及びその目録を整備して、一般公衆の利用に供すること。

(第3号から第9号まで及び第3条から第8条まで省略)

第3章 館外利用

第1節 個人への貸出し

(登録手続)

第9条 (第1項及び第2項省略)

3 利用者番号の付与を受けようとする者は、教育長が別に定めるところにより、次に掲げるいずれかの方法で登録の申請をしなければならない。ただし、第2号による方法は前項第1号に定める者に限り、第3号及び第4号による方法は市内に居住する者に限り行うことができるものとする。

(第1号省略)

(2) 図書館資料の管理、検索、貸出し等に係る事務及び利用者番号の管理を行うための情報処理システム（以下「図書館情報システム」という。）を利用し、本人であること及び居住地等を証明する書類の写しを提出する方法

(3) 郵送により、本人であること及び居住地等を証明する書類を提出することにより申請する方法

4 前項第1号及び第3号に規定する方法により利用者番号の付与を受けた者は、図書館カード（第2号様式）の交付を受けるものとする。ただし、図書館カード不要の申出をした場合は、この限りではない。

5 第3項の規定に基づき登録をされた者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに教育長に届け出なければならない。

(1) 登録内容に変更が生じたとき。

(2) 図書館カードを破損又は紛失したとき。

6 登録者が虚偽の申請を行ったとき、もしくは図書館カードを他人に貸与する等不正な行為をしたとき、又は本人からの申出があったときは、教育長は、別に定めるところにより、一定の期間貸出しを停止し、又はその登録を取り消すことができる。

7 利用者番号の有効期間は、登録した日から5年間とする。ただし、

(3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を利用した認証を行うことにより申請する方法

(4) 郵送により、本人であること及び居住地等を証明する書類を提出することにより申請する方法

4 教育長は、前項第1号及び第3号に規定する方法による申請に基づき利用者番号を付与した者（以下「登録者」という。）に対しては、横浜市立図書館カード（第2号様式。以下「図書館カード」という。）を交付するものとする。ただし、利用者番号の付与を受けようとする者が、図書館カードが不要である旨の申出をした場合は、この限りではない。

5 登録者は、登録した内容に変更が生じたとき又は図書館カードを破損し、若しくは紛失したときは、その旨を速やかに教育長に届け出なければならない。

6 登録者が虚偽の申請若しくは届出をしたことが判明したとき、図書館カードを他人に貸与する等不正な行為をしたとき、又は本人からの申出があったときは、教育長は、別に定めるところにより、一定の期間図書館資料の貸出しを停止し、又はその登録を取り消すことができる。

7 利用者番号の有効期間は、登録した日から5年間とする。

更新することができる。

8 前項ただし書の規定による更新は、教育長が別に定めるところにより行うものとする。

(個人貸出しの手続等)

第10条 (第1項省略)

2 前項の利用者番号の確認は、図書館カードの提示又は横浜市立図書館情報システムにインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて接続された情報通信機器の提示により行うものとする。

3 図書館カードの紛失等により前項の確認ができない場合については、教育長が別に定める。

(第11条及び第12条省略)

(貸出停止等)

第13条 個人貸出しを受けた者が、貸出期間経過後なお、図書館資料を返納しないとき、又は図書館資料の管理に不都合があると認められるときは、教育長は、別に定めるところにより一定の期間貸出しを停止し、又は登録を取り消すことができる。

(図書館資料の賠償)

第13条の2 条例第8条の規定により図書館資料の賠償を行う者は、同一のもの若しくは教育次長が指定する代品又は相当の代金をもってしなければならない。

第2節 移動図書館貸出し

8 前項の有効期間は、登録者が利用の継続を希望する場合、教育長が別に定めるところにより、更新することができる。

(個人への貸出しの手続等)

第10条 (第1項省略)

2 前項の利用者番号の確認は、図書館カードの提示又は図書館情報システムにインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて接続された情報通信機器の提示により行うものとする。

3 図書館カードの紛失等により前項の規定による確認ができない場合にあつては、教育長が別に定める方法により、図書館資料等の貸出しを申し出ることができる。

(第11条及び第12条省略)

(貸出停止等)

第13条 図書館資料の貸出しを受けた者が、貸出期間経過後なお、図書館資料を返納しないとき、又は図書館資料の管理に不都合があると認められるときは、教育長は、別に定めるところにより、一定の期間図書館資料の貸出しを停止し、又は登録を取り消すことができる。

(図書館資料の賠償)

第13条の2 条例第8条の規定により図書館資料の賠償を行う者は、同一のもの若しくは教育次長が指定する代品又は相当の代金をもってなければならない。

第2節 移動図書館における貸出し

(移動図書館貸出しの取扱い)

第14条 移動図書館貸出しの取扱いについては、前節の規定を準用する。

(第3節省略)

第4節 団体貸出し

(貸出しの範囲)

第16条 団体貸出しを受けることのできる者は、市内で活動する地域団体、職場団体、社会教育関係団体その他の団体で教育長が適当と認めるものとする。

(団体貸出しの利用方法)

第17条 団体貸出しを受けようとする者は、教育長が別に定めるところにより申請し、登録しなければならない。

(第2項省略)

3 貸出しをする図書館資料の種類、貸出冊数、貸出期間等の利用方法は、教育長が別に定める。

(第18条省略)

(移動図書館)

第14条 図書館は、主に図書館から遠隔の地において図書館資料の貸出し及び返納を行うため、図書館資料を積載した車両（以下「移動図書館」という。）を巡回させることができる。

2 移動図書館における貸出し及び返納の取扱いについては、前節の規定を準用する。

(第3節省略)

第4節 団体貸出し

(団体貸出し)

第16条 図書館は、市内で活動する地域団体等に対し、図書館資料を貸し出すことができる。

2 前項の規定による貸出し（以下「団体貸出し」という。）を受けることができるものは、市内で活動する地域団体、職場団体、社会教育関係団体その他の団体で教育長が適当と認めるものとする。

(団体貸出しの利用方法)

第17条 団体貸出しを受けようとするものは、教育長が別に定めるところにより申請し、登録しなければならない。

(第2項省略)

3 団体貸出しをする図書館資料の種類、貸出冊数、貸出期間等の利用方法は、教育長が別に定める。

(第18条省略)

(貸出し停止等)

第19条 団体貸出しを受けた者が貸出期間経過後なお、図書館資料を返納しないとき又は図書館資料の管理に不都合があると認められるときは、一定の期間貸出しを停止し、又は団体貸出しの登録を取り消すことができる。

(第3章の2省略)

第4章 障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等

(障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第21条 図書館は、障害者等（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する視覚障害者等（以下「視覚障害者等」という。）及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）をいう。以下同じ。）による図書館の利用を推進するため、次の事業を行うものとする。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 障害者のうち来館することが困難な者に対する図書館資料の配送貸出し

(5) その他教育長が必要と認める事項

(以下省略)

(貸出し停止等)

第19条 団体貸出しを受けたものが貸出期間経過後なお、図書館資料を返納しないとき又は図書館資料の管理に不都合があると認められるときは、教育長は、別に定めるところにより、一定の期間図書館資料の貸出しを停止し、又は団体貸出しの登録を取り消すことができる。

(第3章の2省略)

第4章 障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等

(障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第21条 図書館は、障害者等（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する視覚障害者等（以下「視覚障害者等」という。）及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者のうち視覚障害者等に該当しない者をいう。）による図書館の利用を推進するため、次の事業を行うものとする。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 障害者等のうち来館することが困難な者に対する図書館資料の配送による貸出し

(5) その他教育長が必要と認める事項

(以下省略)